

休息時間の廃止について（案）

平成17年4月 職員課

休息時間を廃止し、職員の勤務時間等を次のとおり定めるものとする。

1 勤務時間等

区分	改正後	改正前
勤務時間	午前8時30分から午後5時30分まで	午前8時30分から午後5時15分まで
休憩時間	正午から午後1時まで	午後零時15分から午後1時まで
休息時間	廃止	正午から午後零時15分まで及び午後5時から午後5時15分まで

2 勤務時間等の特例

(1) 育児等による特例勤務の対象職員

今回の改正に伴い、「職員の勤務時間等の特例に関する要綱」に定める各区分の特例勤務時間等を1に準じて改正し、各区分の勤務時間の終業時刻を15分延長する。

改正後の同要綱に定める対象職員の要件に該当する者から申出があった場合には、当該職員の勤務時間及び休憩時間について、次のとおりとすることができる。

① 育児・介護により特例勤務が認められた職員

- ・勤務時間：当該職員に適用される区分に係る勤務時間の始業時刻から当該勤務時間の終業時刻から15分を減じた時刻まで
- ・休憩時間：正午から午後零時45分まで（所属長が特に必要と認める場合にあっては、午後零時15分から午後1時まで）

② ①以外の者（特例勤務によらない育児・介護者を含む。）

- ・勤務時間：午前8時30分から午後5時15分まで
- ・休憩時間：正午から午後零時45分まで（所属長が特に必要と認める場合にあっては、午後零時15分から午後1時まで）

なお、改正前の要綱に基づく特例勤務を認められていた職員は、引き続き改正後の要綱に基づく特例勤務時間等による特例勤務を認められたものとみなし（改正後の要綱の要件を満たさなくなる者を除く。）、上記の申出を行うことができる。

(2) 交替制等勤務者

交替制勤務などにより勤務時間等を別に定められている所属の職員の勤務時間等については、既に承認されている特例勤務時間等のうち休息時間を廃止し、当該時間が置かれていた時間帯を正規の勤務時間内と読み替えて既承認の特例内容を適用するものとする。

ただし、休息時間の廃止に伴い、新たに特例勤務時間等を申請することを妨げるものではない。

3 実施時期

平成17年9月1日（6月議会に改正条例を提案）